

宿泊事業者による感染防止対策等支援事業

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、**宿泊事業者が行う感染防止対策及び新たな需要に対応するための取組を支援**するため、千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金（以下「支援金」という。）を交付します。

支援金額 **感染防止対策に要した経費の1/2の額**を支援

上限金額 支援金は、対象要件を満たす宿泊事業者が、**令和2年5月14日から令和3年11月30日**までに感染防止対策等に要した経費の1/2の額を支援します。

なお、上限金額区分については客室数を基本としますが、従業員数の区分を選択して申請することも可能です。

区分		上限額
客室数	従業員数	
9室以下	9人以下	50万円
10～29室以下	10～29人以下	100万円
30～49室以下	30～99人以下	300万円
50室以上	100人以上	500万円

対象要件 **千葉県内で宿泊施設を運営する事業者**（店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊事業者をのぞく。※裏面参照）

申請期間
1期 **令和3年 7月15日～令和3年10月14日**（令和2年5月14日～令和3年6月30日の経費分）
2期 **令和3年10月15日～令和3年12月28日**（令和3年7月1日～令和3年11月30日の経費分）
※令和2年5月14日(木)～令和3年6月30日(水)までに支払をした経費についても受け付けます。

支援対象経費

詳細は下記事務局までお問合せください！！

宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費

- 感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費
（空気清浄機は**HEPAフィルター**と同等以上の濾過性能や**抗ウイルス性能**が仕様書上確認できるものに限り。）
- 専門家による感染症防止対策に係る検証等に要する経費等



感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費

- ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等



千葉県宿泊施設感染対策支援事務局

【ホームページ】 <https://chiba-shukuhaku.com/>

【TEL】 0570 - 020166

【受付時間】 9:00～18:00（土日祝日を除く）

初めての申請のために用意する主な書類

その1 旅館業営業許可書の写し

- ※旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている施設
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。



その2 対象経費に関する領収書等の写し

- ※日付・商品名又はサービス名・金額等の取引内容と、発行元が確認できる書類を用意してください。
（事業者と宿泊施設の住所が異なる場合は施設へ納品したことが確認できる書類も用意してください。）
- ※対象経費に消費税額は含まれません。
- ※1つの領収書等に、支援対象経費以外のもが含まれている場合は、対象経費に丸印等を付けて分かるようにしてください。
- ※対象経費が既に他の補助金等の支援を受けている際は、それを確認できるものも提出してください。
（対象経費から他の補助金等の支援額を除いた金額が支援対象経費になります。）



その3 振込先口座を確認できる書類の写し

- 口座の通帳の写し
（法人の場合）法人名義
（個人事業主の場合）本人名義
- （申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状
- ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。



その4 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し

- ※本人確認書類は、運転免許証や個人番号カードなど官公署が発行した身分証明書もしくは資格証明書の写しを顔写真・文字等がはっきりと判別できるかたちで提出してください。
なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。



その5 その他申請時に作成する書類

- ・千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金申請書兼実施報告書・誓約書・役員等名簿・アンケート 等
（※別途、書面及び資料の追加提出が必要になる場合があります。）

申請書の記入方法の詳細についてもお気軽に事務局までお問合せください！！